

「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書及び消防庁長官通知について

地域防災室

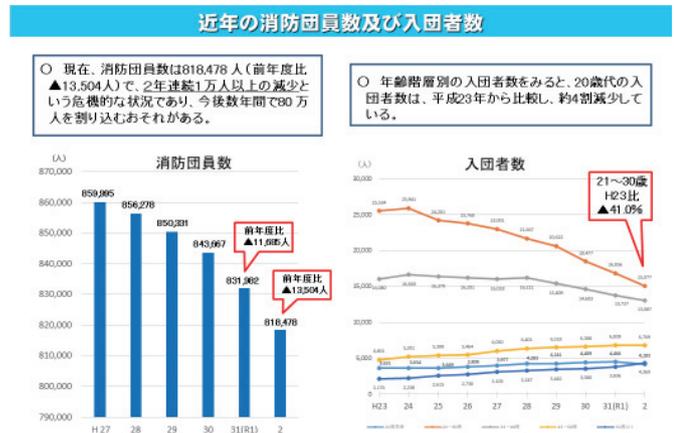
1 はじめに

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。その活動内容は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的役割を担っています。

しかしながら、近年、消防団員数は著しい減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で約81万8千人と、2年連続で1万人以上減少し、特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少するなど、憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加しています。こうした中、消防庁では、昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行っているところです。

近年の消防団員数及び入団者数



2 「消防団員の処遇等に関する検討会」の概要

(1) 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっています。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催するものです。

(2) 検討事項

- (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入促進 等

(3) 構成員（五十音順・敬称略）

- 座長
 - 室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）
- 委員
 - 秋本 敏文（公益財団法人日本消防協会会長）
 - 安達 由紀（鳥取市消防団女性分団団員）
 - 石橋 毅（公益財団法人千葉県消防協会会長）
 - 太田 長八（東伊豆町長）
 - 荻澤 滋（消防庁国民保護・防災部長）
 - 小出 譲治（千葉県市原市長）
 - 重川希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）
 - 花田 忠雄（神奈川県くらし安全防災局長）
 - 山内 博貴（全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））

(4) 開催日程

- 第1回 令和2年12月24日
- 第2回 令和3年2月9日
- 第3回 令和3年3月12日
- 第4回 令和3年3月29日
- 第5回 令和3年5月17日
以降随時開催

(5) 検討会における主な論点

本検討会においては、主に次のような論点を検討する予定となっています。

- 1 消防団員の報酬・出勤手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- 2 広報の充実（周囲の理解、社会的評価の向上、社会全体で応援していこうという雰囲気づくり）
- 3 社会状況の変化にあわせた消防団改革
- 4 従前の取組の再周知・フォローアップ

3 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書について

3月までの検討会においては、特に、火災・風水害などの出勤に応じて支払われるいわゆる「出勤手当」と、出勤とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について深く検討を行い、4月9日に、中間報告書が取りまとめられました。

「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告概要

「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告概要

① 消防団の現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。 他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。 こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。 処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。
② 出勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。 災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。 災害以外の出勤報酬についても、各市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）、業務の負担、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。 支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。
③ 年額報酬	<ul style="list-style-type: none"> 即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。 金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、各市町村において、業務の負担や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。 支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。
④ 消防団の運営に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
⑤ 各市町村における対応	<ul style="list-style-type: none"> ①から④を踏まえ、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。
⑥ 国や都道府県における対応	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について各市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。 都道府県においても、各市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。
⑦ 今後の検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・各市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。 消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き積極的に検討すること。

4 消防庁長官通知について

この中間報告書を踏まえ、消防団員の報酬の基準や、この基準の適用日である来年4月1日までに各市町村に

において必要な条例改正等を行っていただくことなどを内容とした通知を、4月13日に消防庁長官から各地方公共団体に宛てて発出しました。

今回定めた基準の主な内容は、

- ・報酬の種類を、年額報酬と出勤報酬の2種類とすること
 - ・年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とすること
 - ・出勤報酬の額は、災害（水・火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とすること
 - ・報酬等は、団員個人に対し、活動記録等に基づいて各市町村から直接支給すること
- などです。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)	
○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの	
① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定	<p>【基準の内容】</p> <p>1. 報酬の種類 年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。</p> <p>2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、各市町村が条例で定める。 ○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。 ○「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負担や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。 ○出勤報酬の額は、災害（水・火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。 災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負担、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。</p> <p>3. 費用弁償 上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。</p> <p>4. 支給方法 報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて各市町村から直接支給する。</p>
② その他(適切な予算措置、留意事項等)	<p>○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。</p> <p>○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。</p> <p>○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正に当たり参考にされたいこと。</p> <p>○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、速う消防庁から通知すること。</p> <p>○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。</p>

5 今後の取組

消防庁では、今回の処遇改善が着実に実施されるよう、各市町村における対応状況等について、今後定期的にフォローアップ調査を実施していく予定としています。

また、消防団員数の確保のためには、報酬等の改善のほか、広報の充実や訓練のあり方等についても改善が必要であるため、引き続き積極的に検討を続け、今年の夏頃に、最終報告書をまとめていきたいと考えています。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561